

## 重 要 事 項 説 明 書

この重要事項説明書は、契約にあたり利用者様(利用者様のご家族)に知りたい事項を記載したものです。

### 1 事業者概要

事 業 者 名	医療法人讃生会
代 表 者 氏 名	理事長 河本俊
所 在 地	〒064-8570 札幌市中央区宮の森3条7丁目5番25
連 絡 先	電話 011-641-6641 FAX 011-644-8285

### 2 事業所概要

事 業 所 名	医療法人讃生会訪問看護ステーションしおみ
所 在 地	〒093-0042 網走市字潮見157番地5
連 絡 先	電話 0152-61-0101 FAX 0152-61-0066
指 定 事 業 所 番 号	0165390089
管 理 者 氏 名	曾我久江
通 常 の 事 業 の 実 施 地 域	網走市内
営業日・営業時間	平日 午前 8時30分～午後 5時00分 第2・4土曜日 午前 8時30分～午後12時00分 (第1・3・5土曜日、日曜日、国民の祝日、12月30日～1月3日、8月15日、その他事業所が休日と定める日は休業となっております。 また、同意をいただいた利用者様については24時間対応体制を整えて対応しております。)
目的・運営方針	要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護及び介護予防訪問看護サービスを提供します。

### 3 職員体制

管 理 者	看護師 1名(常勤で訪問看護師と兼務)
訪 問 看 護 師	看護師 3名(3名常勤で1名は管理者と兼務) 保健師 1名(常勤)

### 4 訪問看護の内容

- 1) 病状・日常生活動作の観察
- 2) 清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持
- 3) 食事及び排泄等の日常生活の支援
- 4) 褥瘡の予防・処置
- 5) リハビリテーション
- 6) カテーテルの管理
- 7) ターミナルケア
- 8) 認知症患者の看護
- 9) 療養生活や介護方法の指導
- 10) その他医師の指示による医療処置

## 5 利用料

利用料については介護保険法の規定に基づき法定代理受領サービスである時は各利用者の負担割合に応じた額とする。なお、法定代理受領サービスに該当しない場合は、10割負担となります。その他実費負担等詳しくは、別紙訪問看護サービス利用料金表をご覧ください。

## 6 お支払い方法

毎月、15日前後に前月分のご請求をいたします。お支払方法は口座引き落としとさせていただき毎月27日引き落としとなります。引き落とし後翌月請求書と一緒に領収書をお渡しいたします。場合により病院窓口精算(現金支払い)も可能となっておりますのでご相談下さい。

## 7 職員の変更

当事業所は固定の担当制を設けておりません。複数の看護師の視点から全身状態の観察、把握ができるよう努めていますが、ご利用者様のご希望をできるだけ尊重し調整を行います。ただし、事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承下さい。

## 8 感染症・非常災害時対策及びBCP(業務継続計画)の策定

感染症や非常災害時において、サービスの提供を継続的に実施、及び早期の事業再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、必要な措置を講ずるよう努めます。職員に対し必要な研修及び訓練を定期的に実施します。また計画は定期的に見直し、必要に応じて変更を行います。

## 9 緊急時の対応

サービス提供中に、ご利用者の病状が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主主治の医師へ連絡を行なう等必要な措置を講ずるとともに、利用者様が予め指定する連絡先にも連絡します。

## 10 24時間対応体制

事前に同意を得た利用者様に対しては24時間対応が可能な体制を整えております。(別紙24時間対応体制をご覧ください。)

## 11 事故発生時の対応

事業所が利用者様に対して行う訪問看護サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者様のご家族・市町村等に連絡を行うとともに、必用な措置を講じます。また、事業所が利用者様に対して行った訪問看護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

## 12 個人情報の保護・取り扱い・秘密の保持

利用者様又はご家族の個人情報については法律を遵守し適切な取り扱いに努めます。外部への

必要な情報提供は利用者様又はご家族の同意を得るものといたします。(別紙利用者様の個人情報の保護に関する同意書)また、知り得た情報は、決して第3者に漏らすことはありません。契約終了後も、従業者でなくなった後においても同様です。また訪問看護に関する記録は作成後2年間はこれを適正に保存し、利用者様の求めに応じてその内容を開示、開示の結果情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

### 13 虐待防止・身体拘束・ハラスメント防止

事業所は虐待の発生又はその発生を防止するための措置を講じます。利用者様の虐待防止に関する指針を作成しております。虐待が発生した場合は速やかに関係機関への報告、届出を行います。また緊急やむを得ず、最小限の身体拘束を行う場合は身体拘束に関する同意書を得るものとします。また、ハラスメント防止対策の基本方針を整えており、適正に対処するものとします。サービス利用契約中に、利用者様、ご家族がハラスメント行為(身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント)があった場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

### 14 苦情対応

利用者様は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業所、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

#### 13・14に対する窓口

医療法人讃生会訪問看護ステーションしおみ

〒093-0042

網走市字潮見157番地5

管理者 曽我久江

電話 0152-61-0101

担当居宅介護支援事業所・地域包括支援センター

網走市介護保険課

〒093-8555

網走市南6条東5丁目

電話 0152-44-6111

国保健康保険団体連合会介護保険課

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目

電話 011-231-5161

## 15. 業務継続計画

事業所は感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施します。また定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

令和 年 月 日

サービス契約にあたり上記のとおり説明いたしました。

(事業者) 所在地 札幌市中央区宮の森3条7丁目5番25

名 称 医療法人讚生会

代表者 理事長 河 本 俊 (公印省略)

(説明者) 所在地 網走市字潮見157番地5

所 属 医療法人讚生会訪問看護ステーションしおみ

氏 名 管理者 曽 我 久 江

本書面に基づいて説明を受けた内容について同意します。

(利用者) 住 所

氏 名

(代理人) 住 所

氏 名